

(4) 土地改良区等の組織強化

事業名	土地改良区総合強化対策事業		
事業の目的	<p>○ 土地改良区は、土地改良事業の実施主体として農業農村整備事業の推進に中心的な役割を担ってきたが、近年の農業・農村をめぐる状況の変化に伴い、土地・水の利用調整など、土地改良区に対する各種の要請と期待はますます高まっている。</p> <p>○ しかしながら、農村地域の変化、農家意識の多様化、また、これらを背景とした、土地改良施設の集落管理機能の低下など、土地改良区の組織運営基盤は脆弱化しつつある。</p> <p>○ このため、土地改良区が農業情勢等の変化に的確に対応できるよう、組織運営基盤の強化を図るための取り組みに対し支援を行う。</p>		
事業の内容	<p>○ 統合再編整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合整備 土地改良区が、道が策定している統合整備基本計画や土地改良区が策定した統合整備強化計画等に即して、合併又は合同事務所の設置を推進する。 ・ 管理再編整備 土地改良区が、集落管理組織機能の低下等の状況を踏まえた適正な管理や未組織地域における地域農業の振興を図るため、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行う。 ・ 土地利用再編整備 中山間地域等条件不利地域にある土地改良区が、土地利用の変化に伴い業務再編が必要となる場合に、土地改良施設の維持管理体制の再編整備を行う。 <p>○ 受益農地管理強化対策 所有者不明農地等が存在することにより土地改良事業の実施に支障が生じている場合、所在等不明共有者の持分の取得又は譲渡及び所有者不明土地管理制度の活用に向けた取組を推進する。</p>		
事業実施主体	土地改良区		
実施期間	平成7年度 ～ 令和7年度	補助率等	国 50% 道 50%
令和5年度 予算額	地区数 2地区	事業費（道費） 3,768（1,884）千円	
最近の実績等	令和4年度 令和3年度	1地区 2地区	2,716（1,358）千円 37,210（18,605）千円

【担当：土地改良団体係 内線27-286】